別紙様式第1　様式2-1

個票 ①

（令和4年度第2次補正） 地域少子化対策重点推進交付金　実施計画書 （市町村分） 個票

自治体名	富士見町	（都道府県：	長野県　）
本事業の担当部局名	総務課　企画統計係		

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4_1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援（一般コース）			
個別事業名	富士見町結婚新生活支援事業	新規／継続（一般財源での実施も含む）	継続	
実施期間	交付決定日　～　令和6年3月31日	事業開始年度	令和4	年度
対象経費支出予定額 ※（注）1	2,400,000			円

自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※（注）2

（地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け）

＜地域における実情と課題＞

「富士見町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、総合戦略）は、2045年に10,000人という将来展望人口を実現するために必要な政策をとりまとめた方針であり、人口減少対策の1つとして「子育て・教育支援の充実」を掲げている。その背景として、出生数の減少により平成8年以降自然動態の減少が続いており、対策として結婚・子育て環境の整備が必要となっている。また、町内出身者の転出の38%を占める26～35歳の転出については、結婚・新居の建築等が要因となっており、人口維持の面でも結婚生活・住環境に対する支援策が求められている。

＜本個別事業の位置付け＞

総合戦略においては出産や子育てに対する経済的支援や、環境整備等の少子化対策を行い、結婚、出産、育児から、幼保小中における保育・教育まで切れ目ない支援体制を構築することを目指している。具体的な施策としては①結婚へとつながる支援事業として婚活イベント等を開催し、富士見町の婚姻件数をH30の実績値56件からR6年に61件まで増加することを目標としている。②出産に関わる支援策として出産祝い金や不妊治療に対する支援を設定している。③子育てについてはサポーター制度や未満児の育児に対する支援を実施している。

このうち、本事業は①の施策に位置付けられ、経済的理由により結婚に不安を抱える方に対して新生活に係る費用の支援を行い、結婚の希望を叶えることで人口減少、少子化等の地域の課題解決にもアプローチする取組みとなる。

（本個別事業における現状と課題）

（課題への対応）

個別事業の内容 ※（注）3

1. 概要

【補助対象要件】

・所得要件	☑	夫婦の合計所得が500万円未満	☐	自治体独自基準の場合	
・年齢要件	☑	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	☐	自治体独自基準の場合	

【補助上限額】

29歳以下の場合	☑	各費用に係る合計が60万円	☐	自治体独自基準の場合	
39歳以下の場合	☑	各費用に係る合計が30万円	☐	自治体独自基準の場合	

【対象費目】

☑ 家賃　☑ 住宅購入費用　☑ リフォーム費用　☑ 引越費用

【その他独自要件】

他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
対象となる住居地が町内にあり、かつ、夫婦共に当該居住地に住民登録を有していること。
夫婦共に町税等の滞納が無いこと。

2. 申請見込

①新規世帯見込

	6	世帯	
上記のうち	ともに29歳以下　2	世帯	左記以外　4　世帯

【積算根拠】

29歳以下：2世帯(申請見込)×60万円（補助上限額）＝1,200千円
・2世帯については、令和3年度の夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の婚姻件数3件のうち、所得500万円未満の世帯数を財務課において確認し、算出。
上記以外：4世帯(申請見込)×30万円(補助上限額)＝1,200千円
・2世帯については、令和3年度の夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下(ともに29歳以下を除く)の婚姻件数2件のうち、所得500万円未満の世帯数を財務課において確認し、算出。

【令和4年度申請状況】

なお、転入などにより所得が確認できない者、賦課期日後の転入により所得状況が不明の者など担当課への照会から漏れてしまう者がいるため、申請見込4件とした。

（令和 4 年 4 月 ～ 令和 4 年 12 月）
申請 実績 世帯数 1 世帯

②継続補助見込	継続補助実施の有無	無	
見込世帯数			世帯
対象経費支出予定額			円

3. 広報の実施予定

町広報誌・HPでの情報掲載を実施。行政掲示板等に案内を掲示。住民窓口で婚姻届提出時にチラシを配布。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4

KPI項目	単位	目標値	現状値
婚姻数	件	61(R6)	37(R2)

参考指標 ※(注)5

項目	単位	直近の実績
合計特殊出生率		1.47(H29)
婚姻件数	件	37(R2)
婚姻率		2.67(R2)

個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6

KPI項目	単位	目標値	現状値
支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	80	0
結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	0
結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	50	0

他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7

定住自立圏において、他自治体と共同実施している婚活イベントでの周知、他自治体の結婚相談所登録会員への周知を行う。

民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8

商工会、引っ越し業者、コワーキング施設等にチラシの配布に協力をいただく。

（注）
1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額（補助率を乗じる前の額）を記入すること。また、金額の根拠となる資料（見積書等）を添付すること。
2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題（新規事業である場合は不要）
③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること（結婚新生活支援事業においては記載不要）。
※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること（結婚新生活支援事業においては記載不要）。
4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施すること。
5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
6「個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。